

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2)			
日 時	平成 1 4 年 1 0 月 1 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	佐々木 (政) 委員長、武井副委員長、横田・前田・中村・大畠 古沢・久末・小林・北野・斉藤 (陽) ・佐野 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、木野下・佐藤両監査委員、教育長、水道局 長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市 ・港湾・学校教育・社会教育 各部長、企画部参事、消防長、樽病 ・監査委員両事務局長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に大畠委員、斉藤陽一郎委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

松本聖委員が大畠委員に交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類審査のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、さように決しました。

(秘密会)

休憩 午後2時38分

再会 午後3時10分

○ 委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

それでは、共産党。

○ 北野委員

平成13年度決算について

平成13年度決算の歳入の落込みで、市税収入と地方交付税の落込みが大きいわけですが、今後の見通しをどう考えられているか、市長の見解を伺います。

○ (財政) 財政課長

平成13年度決算から見まして、市税収入と地方交付税が今後どうなっていくかという見通しについてでございますけれども、市税収入につきましては、対前年比で5億円以上の落込みをしてございます。当然、景気動向あるいは雇用情勢の影響を受けているわけですが、国の方の地方財政の収支見通しでも、地方税の収入が減少するということで見ておりまして、今後も厳しいという見方をしております。

交付税につきましては、ご存じのとおり、今、交付税の見直しそのものが行われております。交付税は、地方の財源調整の機能と財源保障の機能がありますけれども、保障機能自体を見直そうという動きもありますので、税財源のほか、国の支出金等、その辺をあわせた見直しが進んでおりますので、実際のところ、見通しはなかなか困難というふうに考えておりますが、当面、交付税が増加していくというような見通しは持ってございません。

○ 北野委員

健全化計画の中で、平成15年度以降、3年間の収支不足は150億円と言っていますが、平成13年度の決算の結果から、この150億円の収支不足をどうするのか、さしあたり平成15年度の予算編成の上でこれにどう対応されるのか、どなたでもいいですから、お答えください。

○ (財政) 財政課長

15年度から3年間の150億円というのは大変な金額でございます。そのために、現在、財政健全化の緊急対策会議を立ち上げて検討しております。15年度予算から反映するものは反映していこうということでやってございまして、今、取組中ですので、その辺の結果を見ながら対処してまいりたいと考えております。

○北野委員

その話は以前にも聞いたのですが、そういう程度で、来年度はどれぐらいの不足になるかはまだ細かいところまでは出ていないと思うのですが、3か年で150億円です。当初、15年度で50億円というふうに仮に考えたとしても、財政課長が今おっしゃったような程度で収支不足の穴埋めなんかできるわけがないと思うのです。

今、前段でおっしゃられたように、市税収入、地方交付税の増加は見込めないわけです。見込めないというより、今の景気の状態では、逆に減ると思うのです。だから、それをどういうふうにされるか。それから、新年度予算編成の上での収支について、今おっしゃったようなことではとても間に合わないというふうに私は見ているのですけれども、どうされますか。

○財政部長

ただいま財政課長からお答え申し上げましたけれども、確かに、地方税、特に個人市民税とか、交付税そのものも対前年度で大幅に減額になってきているというのは間違いのない実態でございます。

そういうものを見計らって、健全化計画の見直しを進めたのと同時に、今後の対策をどうしていくかということで、大変な状況になっているわけですので、まず全庁的にどういうものからやっていけるかということで健全化対策を進めている最中ですが、14年度も、できるものから手をつけていこうではないかということで取り組んでいるものもあります。

また、地方税自体は、恐らく、こういう景気の状態ですから、伸びは見込めないだろうというふうに予想していますし、交付税自体は、13年度から始まっております交付税総額の確保のための国の方の対策も、いろいろ進めてきてまして、臨時財政対策債とか、そういう措置が13年度、14年度と続けてやられていますので、そういう面での地方財政対策というものが進んでくるのではないかなという予想はされます。

ただ、内容の見直し、地方交付税そのものの制度の見直しというものも、今後進められるような状況にありますので、委員が今心配されるような収入の見通しというのは、推し計ることができないような状況にあります。

そういう中で、後は、見計られる歳入の枠の中で事業を進めなければならないわけですから、そういう面で事業の見直しもどう進めていけるか、全庁的に今洗っている最中で、近々まとめていきたいというふうに思っているところでございますので、今後の14年度の決算見通しがどうなるか、それも、今、予算執行の関係で各部にいろいろと保留するように予算執行の通達を出しておりますし、15年度の予算編成に向けて、どういう対策をとっていかれるかということを念頭に起きながら、編成作業を進めていきたいというふうに思っております。

○北野委員

今の財政部長の答弁ですが、いつごろ、まとめたものを出すのか、時期を明示していただきたいということと、それから、14年度の予算の執行状況についても、原部にいろいろと何かを求めているというのだけれども、まさか、議決された予算を削れというようなことではないでしょうね。

○財政部長

まず、予算との関係は、14年度で執行している中で、交付税とか、市税の中でも特に個人市民税の減額が見込まれましたので、14年度の予算執行についても、不用額で残せるものについてはできる限り残していくようにという指示をいたしております。

この辺は、事業を初めからやめるようにということではなくて、例えば、事業費関係での工事請負費とか、そういう中で不用額が出そうなものについては、できるだけ保留するようにという意味合いもありまして、予算の執行についての留保をできる限りお願いしたいというふうに言っております。

今の健全化の関係の見通しの時期でございますけれども、本会議でも市長から答弁申し上げておりますが、今のところ、一生懸命作業を進めておりまして、できる限り15年度の予算編成までに、ある程度の案といいますか、たたき台といいますか、そういうものをつくっていききたいと思っておりますし、その作業に向けて今鋭意進めている

ところでございます。

○北野委員

そうすると、議会側としては、平成15年の1月ころというふうに理解しておいていいですか。後で答弁してください。

それから、これは市長に伺いますけれども、起債償還に当たって交付税措置があるということで、本会議では、私の質問に答えて、臨時財政対策債は元利全額が交付税で措置されるから、小樽市の財政負担にならないのだ、こういう答弁でした。

しかし、元利が全額見られるといっても、13年度決算で明らかなように、交付税が5億1,350万円も落ち込んでいるのです。借金したものは額が減らないのですから、全部増えて、毎年、公債費として払っていくわけです。しかし、入ってくるものは億単位で減っているということであれば、果たして、交付税措置がされているといっても、それをまともに受けて財政執行に当たっているのかという根本的な疑問があるのです。これは市長の見解を求めたい。

○市長

起債の償還分につきましては、交付税の算定のときに、基準財政需要額の中に算入して要請しておりますので、私どもとしては、その分は措置されているだろうと。しかし、全体の中身は、来るものがはっきりしませんが、基準財政需要額では間違いなく見て要請していますので、その部分については来ているのだろうというふうには思っております。

○北野委員

それでは私の質問に答えられていないと思うのです。私も、交付税で見られているという市長の見解には基本的には同意します。しかし、公債費は、交付税が減ったからとか市税収入が減ったからといって、その比率に合わせて払わなくてもいいということではないでしょう。予定どおり払っていかなければならないのですから。

市税収入と地方交付税で、13年度決算で合わせて10億円以上落ち込んでいるのですから。そうすると、交付税で全額措置されるといって、起債でもってどんどんどんどん事業をやるということについては、慎重にならざるをえなくなるのではないですか。そこを聞いているのですよ。公債費も、それに合わせて金融機関にまけてもらう、そういうことだったら、市長の答弁で、なるほどというふうになりますけれども、そういうふうにはないから、聞いているのですよ。

○財政部長

確かに、交付税自体の総枠は、前年度と比較しまして5億円を超えるぐらいの減額というふうになっております。総枠がそのように決定したのは、市としても大変影響を受けているわけですが、国の方も、交付税総枠の算定基礎となる国税5税の関係の収入状況が芳しくないということで、その辺の財源対策もありながら、今回、13年度から臨時財政対策債という、何とか地方財源の不足を確保しようということでの対応がとられてきているわけであります。

その中で言いますと、合わせれば総額は確保されているのですが、残念ながら、臨時財政対策債というのは起債でありますから、確かに公債費として増額していく要素になってくるわけでありまして、そういうことからいえますと、この制度自体は、国の財源対策で行われてくるものですので、いわゆる国税措置をして、地方も困らないような対策をとっていくという制度でやられていくものですので、その分については上乗せされてくるというふうを考えております。

○北野委員

部長、聞いていることに答えていないと思うのです。

あなた方がそうおっしゃったって、実態として歳入不足は10億円でしょう。前に戻って恐縮ですが、部長は、さ

きほど、14年度で何とか節約に努めるということだけれども、今ははっきりしているのは、13年度決算で黒字になった分の半分を財調に積んだ、そのほか、市民要望を抑えて減債基金に積戻しをする、そういう措置をとったということです。仮に、そのほかにいろいろ節約をしてやったからといっても、何十億円という黒字が出るわけではないのです。仮に、14年度決算で億単位の黒字が出て、数億円だと思うのです。そうすると、留保財源は合わせて10億円もあるかないかでしょう。だから、仮に、平成15年度の収支不足が50億円としても、とても届かないということで私は心配して、どういう対策を立てられるのですかと。

行革その他をやっている、今年は5億1,000万円ぐらいの黒なのです。それだって、基金を取り崩した上での話です。だから、全然答えになっていませんよ。果たしてどうなっていくのかという、この根本的な心配、疑問に答えていないということがあります。

13年度の決算が明らかになったわけですが、ここ数年の財政の動向が13年度決算に表れていると思うのです。だから、私は心配で聞いているのですから、これはよく考えた上でお答えいただきたいと思うのです。今の話では、とうてい市民の皆さんが納得するということにはならない。これは後でまた議論したいと思います。

そこで、公債費の増大が市財政を苦しくしていますが、その原因について、我が党は、マイカル、新港、それから、11年間にわたる経済対策で生まれた公債費、これらが原因ではないかということで市長の見解を求めましたが、本会議でお答えのとおりです。

そこで伺いますが、平成14年度の公債費の見込みは幾らか。同じく、15年度、16年度、17年度の見込みについてお答えください。

○(財政)財政課長

公債費の見込みについてでございますけれども、平成14年度の一般会計で申し上げますが、76億5,500万円で、平成15年度は80億400万円、平成16年度が80億8,700万円、17年度が81億9,700万円となっております。

○北野委員

公債費はそういう状況で微増の傾向です。微増といっても相当な増え方です。これだけの公債費を払い続けていかなければならないわけなのです。

そこで、公債費の生まれた要因について若干伺います。

最初は、政府の景気浮揚対策に呼応しての本市の経済対策です。本会議でも伺いましたが、市長に改めて伺います。

11年間にわたって118億円の事業費を組んで小樽市の景気回復を図る努力をされたとのことですが、この効果はあったのか。これによって小樽市の景気が回復されたのかということを伺います。

○市長

景気浮揚対策で使ったもので小樽市の景気が上がったかということですが、国の方の説明でも、官が主導で公共事業の浮揚策をいろいろやってきましたが、本来であれば、それに伴って民需がどのくらい出てくるかということを期待していたわけですが、思うような民需の活発化といえますか、そういうことがなかなかなかったというような反省をしているようでございます。

小樽におきましても、国のそういった浮揚策に呼応しまして、一定程度の事業を進めてまいりました。これは主に市民生活に最も影響の大きい基盤整備というものが中心ですけれども、そのこと自体で小樽の景気がよくなったということではありませんが、それなりの雇用なり、それぞれの企業の経営にはプラスになったのだろうというふうには思っています。

○北野委員

本会議の答弁の域を出ていないのですが、私も、市長のそういう見解は理解できるのです。何もやらなかったよりは、それなりの効果はあつただろう。しかし、大眼目である本市経済の景気回復がなったのかという点では、景

気回復は図られていないと見るのが妥当だと思うのです。

そこで伺いますが、経済対策の11年間の事業費 118億円のうち、起債は幾らでしたか。

○(財政)財政課長

景気対策の 118億円のうち、起債は幾らかということでございますけれども、会計が複数にわたることと、景気対策分としての整理を行っておりませんので、あくまでも超概算ということになりますが、60億円ぐらいの起債を起こしていると考えます。

○北野委員

市長も今の答弁を聞いたと思うのですけれども、118億円のうち、半分以上が借金でやられているのですよ。

次に、この経済対策の起債償還分のうち、平成13年度は幾ら償還に充てられましたか。

○(財政)財政課長

さきほども申し上げましたように、景気対策分としての整理をしてございませんので、そのうち、13年度で幾ら償還したかという推計はしておりません。

○北野委員

これは後で答えてください。

次に、起債償還に見合う交付税措置はどうなっているか。通常、ゼロ国債、起債、ゼロ市債ごとでわかれば、お答えいただきたいし、ほかの分類でお答えができるのであれば、それでもけっこうです。

○(財政)財政課長

同じようなご答弁になるのですけれども、全体としては、起債残高のうちの約半分、50%の元利償還分ということで交付税措置がされたと考えております。

ただ、景気対策ということで、国の補正予算等に伴いましてやっている分につきましては、その大半が交付税措置がされるという仕組みになっておりますので、1本1本の精査をしておりませんので、何とも申し上げられませんが、当然、半分以上の補てんはあるというふうに考えております。

○北野委員

60億円の半分くらい、30億円くらいは全体として交付税措置がされるというお答えですね。精査してわかったら、お答えください。

次に、港湾部に尋ねますが、経済対策で港湾直轄事業として何々を推進されたか、そのうち、起債は幾らかというふうにお答えください。

○(港湾)工務課長

おおむね4年間の港湾直轄事業でございますが、勝納ふ頭のマイナス13メートル岸壁液化化対策、高島防波堤、中央地区再開発、小樽港縦貫線などで、起債の合計は約11億 1,400万円であります。

○北野委員

今おっしゃられた起債の総額は11億 1,400万円ということですが、事業費の総額は幾らですか。

○(港湾)工務課長

13億 8,350万円です。

○北野委員

そしたら、大半が起債でしょう。めちゃくちゃだな。

景気回復について

経済部に尋ねますが、景気回復の指標で、どういう指標が好転すれば景気回復と判断されるか、小樽市統計書に基づいてお答えください。

○(経済)商業労政課長

統計書の数字をもって景気の動向を正確に把握できるものではございませんけれども、小樽市の統計書で説明されたいというお尋ねでありましたので、お答えいたしますと、統計書の中で主に着目いたしますのは、総体の人口、生産年齢人口の推移、第1次・第2次・第3次産業を含めました市内全体の事業所数、従業者数の推移、卸小売業の商店数、年間商品販売額、製造業におきます事業所数、製造品出荷額の推移、観光客の入込数の推移のほか、他地区からの通勤者の動き、雇用関係で言いますと、有効求人倍率、そういったものの推移であるというふうと考えております。

○北野委員

私は、小樽市統計書でお答えいただきたいと質問したのですが、これ以外に、小樽市が把握されている資料で説明することがあれば、補足してください。

○(経済)商業労政課長

このほかにも、私どもといたしましては、日銀の短観ですとか金融経済概況、商工会議所の経済動向調査などを見ておりまして、例えば、日銀の金融経済概況で見ますと、個人消費、住宅投資ですとか公共投資、生産の状況、雇用の状況、倒産の状況、こういった項目が載せられておりますし、商工会議所の経済動向調査でありますと、各業界別に、状況ですとか売上げ、採算、設備投資の状況、こういったものを四半期ごとにD Iという数字でもって示しております。こういったことも参考になるかと思われます。

○北野委員

今答弁された指標に基づいて押さえている年度について、さかのぼって、何年度と、平成13年度というふう基準年次を区切って、指標で示して、景気がどうなっているかというふうにお答えください。

○(経済)商業労政課長

私どもの統計書の数字で申し上げていきますと、人口につきましては。

○北野委員

何ページでしたか。ページを教えてください。

○(経済)商業労政課長

それぞれ項目で分かれておりまして、大変申しわけないのですが、人口は統計書の9ページ以降になりますけれども、昭和40年の20万7,493人をピークに、年々減少の一途をたどっておりまして、統計書にございます平成13年4月現在では15万244人となっております。

人口の構成にいたしましても、高齢人口が23.4%に対しまして、年少人口は11.5%というふうに急速に高齢化・少子化が進んでおりまして、生産年齢人口も減少の傾向にございます。現在は15万人を切っておりまして、依然として人口減少が続いているというような状況になっております。

それから次に、1次産業、2次産業、3次産業の産業面で申しますと、ページで言いますと23ページ近辺をあらわいただければと思いますが、平成11年7月の調査によりますと、第1次産業の事業所数が。

○北野委員

答弁が多岐にわたったら、総体でもいいよ。事業所数がどういうふうに変遷しているかということだけで結構です。

○(経済)商業労政課長

11年度、直近の全体の数字でいいますと、事業所数が7,722ということで、これは年々漸減しております。

それから、従業員数で言いますと、6万2,451人ですけれども、従業員数については、年度によってかなりの上がり下がりがあります。

それから、卸小売販売額は微増という状態になっております。ただし、3,887億円という売上げですので、4,000億円台を割り込んでいるという状況です。

それから、商店数もかなり減っていますし、商店の従業者数もかなり減っています。

それから、製造業においては、製造品出荷額が減っておりますし、事業所数もちろん減っております。それに伴って、従業者も減っています。

ただ、観光については比較的堅調な入込みが表われています。

それから、通勤者の動きについては、小樽から他地区に通勤している人が増えて、他地区から小樽に入ってくる人が少し減っているというような状況にあります。

雇用につきましては、求人倍率が、ピーク時が平成8年の0.55ということで、0.5を上回っていた時期もございましたけれども、その後、落込みがありまして、平成12年、13年は0.37ですとか0.40とか、0.5を下回る状況が続いて、依然として低レベルで推移しているという状況になっております。

○北野委員

小樽市の統計書以外のことでさきほど答弁をいただきましたが、日銀短観の個人消費の動向について、年次を区切って比較して答弁してください。

○(経済)商業労政課長

日銀の短観についてでございますけれども、今年の4月現在の調査の状況を見ますと、あらゆる分野において、黒三角、いわゆる下落の傾向が見られるということであります。

個人消費で申しますと、12年度の大型店の売上げがマイナス6.8%、13年度については0.9%という状況にございます。

○北野委員

市長にお尋ねしますが、結局、今、るる指標を述べていただきましたが、景気回復の指標というのは、観光客の入込数を除けば、極めて深刻な事態になっているという認識に立つと思うのですが、市長の見解はいかがですか。

○市長

バブルの崩壊後、日本経済全体が低迷をしているということでございますので、もちろん小樽も例外ではなく、なかなか不況から脱却できないでいるのが日本全体でもあり、また小樽でもそのとおりだというふうに思います。

○北野委員

本市の景気が回復していないということは共通の認識だと思います。

港湾問題について

次に、石狩湾新港推進事業についてお尋ねします。

まず、港の問題でお尋ねしますが、石狩湾新港の一般貨物が増大しているのに、本港の貨物は減少している。これは本会議で答弁をいただきました。それから、港湾の近代化では、小樽の中央地区再開発事業の2次計画はいつになるかわからないのに、石狩湾新港の方だけは現在14メートルバースの建設が着々と進められている。貨物の動向でも、港湾の整備の問題でも、小樽港が遅れをとっている問題についてどういう見解をお持ちか、市長の見解を求めます。

○港湾部次長

小樽港の整備が新港より遅れているのではないのかというご質問でございますけれども、小樽港につきましては、古くから整備された港ということで、小樽港の近代化の整備といたしましては、勝納ふ頭の13メートル岸壁、これはパナマックス船など、大水深に対応した岸壁の整備を進めてきております。ただ、石狩湾新港につきましては、整備を進めている途上段階の港だ、そのように理解をしてございます。

○北野委員

そうすると、担当の港湾部としては、小樽の港の整備状況は新港に遅れをとっていないというふうに胸を張って

言えるんですね。

○ 港湾部長

ただいま次長からお答えしたように、新港は発展段階の港で、小樽は、ご存じのとおり、天然の良港ということで早くから整備・発展してきた港で、その段階について、一概に同レベルで議論はできないと思います。ただ、小樽も、港湾のもろもろの技術革新の中で、高機能化に対応するとか、それぞれの近代化を節目節目でやってきてございます。さきほど一般貨物のお話がありましたけれども、貨物の動向については、背後地の立地企業等々に大きくかかわる部分でございますが、小樽港も、それなりに時代時代に機能化や近代化を図ってきている、こういうことだろうと思っております。

○ 北野委員

そういう認識だったら、うまくないということだけご注意ください。

そこで、平成2年から平成13年、小樽港と石狩湾新港の貨物の種類とそのトン数について、小樽港がどうであって、平成13年はどうなっているか、石狩湾新港がゼロだったのが現在はどうなっているかというふうにお答えください。

○ (港湾) 港湾振興室主幹

石狩湾新港と小樽港の貨物の特徴的なものということでございますけれども、申しわけないのですが、手持ちの資料で平成4年度から平成13年度までの部分はありますので、平成4年度と平成13年度の比較でよろしいでしょうか。

○ 北野委員

いいですよ。

○ (港湾) 港湾振興室主幹

まず、石狩湾新港から言いますと、最も増加した貨物といったしましては、石油類が、平成4年度に14万9,000トンでございましたのが、平成13年度は158万4,000トン、次に多いのが、砂、砂利、石材関係ですけれども。

○ 北野委員

何ですか。

○ (港湾) 港湾振興室主幹

砂、砂利、石材関係です。これが、平成4年度が65万7,000トン、平成13年度が94万8,000トン、それと、セメント関係が、平成4年度が18万7,000トン、平成13年度に44万1,000トンで、主なものとしては、このようなものが増えてございます。

○ 北野委員

答弁はそれでいいのですか。そのほかの品目はわかりませんか。

○ (港湾) 港湾振興室主幹

ほかのものとしては、その他の鉱産品というのがございまして、これは石こう等だと思うのですが、これが、平成4年度に685トン、平成13年度には11万トンで、主なものとしては、このようなものというふうに考えております。

○ 北野委員

その程度ではちょっと困るのです。小樽港で扱われていた石こうとか石油製品、鉄くず、その他があるのですけれども、いわゆる一般貨物と称されるものの推移については押さえていないのですか。

○ 港湾部長

セメント、石油製品はただいま申し上げましたけれども、かつて、12年前、1990年ですが、例えば、石こうという品目につきましては7万3,000トン近くあったものが、小樽港は現在なくて、石狩湾新港の方で扱われていると

か、あるいは石炭という品目も、かつて小樽で7万4,000トンほど扱われていたものが、現在は小樽ではなくて、新港で1万1,000トン扱われているとか、そういったような状況でございます。

○北野委員

今の年次も、部長が言われたのは平成2年だし、主幹が言われたのは平成4年以降ですから、統一して、貨物の種類ごとに、小樽港が幾らであったのが幾らになったか、それから、石狩湾新港が幾らであったのが幾らになったというのを後で資料でお示してください。

それから、主幹が、石材とかセメントについて石狩湾新港の数値を答弁されましたけれども、港湾の建設に使用されたトン数は押さえていますか。これも含まれているのでしょうか。

○(港湾)港湾振興室主幹

含まれているものと考えております。

○北野委員

張碓の山を崩して石を持っていったのは石材なのだけれども、あれも新港の貨物に含んでいるのでしょうか、港湾工事に使われたのは。

○港湾部長

確かに、セメント、砂利、砂、石材関係は、新港の工事にかかわる部分もありますけれども、例えば、砂利は天塩の方から新港に入りまして、札幌圏域も不況とはいえども、それなりの建設需要の中で、そういった建設骨材などに使われるということで、量的には新港の方が増えているといった状況かと思います。

○北野委員

私がこれを聞くのは、貨物が増大しているから新港は必要だというふうに皆さん方はおっしゃるけれども、小樽港の貨物がとられているということの上に、石狩湾新港が増えているといっても、港湾建設にかかわった材料、これもきちっと調べて答弁してください。今の天塩の方からの砂利なんというのはほんのわずかですから、きちんと整理してお答えいただきたいと思います。

次に進みます。

石狩湾新港管理組合負担金について伺いますが、13年度は4億6,000万円以上の管理組合負担金ですけれども、平成13年度決算の管理組合負担金が幾らで、そのうち、新港の起債償還に充てられているのは幾らというふうに押さえていますか。

○(港湾)港湾振興室主幹

小樽市が母体負担として納めた平成13年度の負担金は4億3,400万円でございます。そのうち、起債償還費は3億8,500万円でございます。

○北野委員

市長に伺いますけれども、石狩湾新港の毎年の管理組合負担金のかなりの部分は、新港の建設の借金払いに充てられているのです。そういうことは認識されていると思うのですが、一般財源で払っているから、起債としては出てこないけれども、これも事実上の起債償還ではないですか。これはどなたでもいいです。市長がお答えになるなら、なおいいいです。

○助役

今、それぞれの母体が、6分の1、6分の1、6分の4を納めている母体負担の中の比率と伺いますか、事業費の裏負担、一般財源の裏負担の部分はありますけれども、これまで進めて建設事業の起債の償還が非常にウエートを占めているということは間違いございません。

○北野委員

石狩開発について

次に、背後地を開発している石狩開発について尋ねます。

資料に出ていますけれども、石狩開発が分譲した土地、建物からの固定資産税が市税収入の大宗を占めているというふうに理解できるのですが、そういう認識でいいですね。

○(財政)財政課長

資料でお出している部分について、固定資産税ということで見ますと70%強の部分で、都市計画税、土地保有税を入れれば90%以上になっております。

○北野委員

石狩開発の造成用地の分譲が進まないで、石狩開発が破たん寸前に陥っている。これからの分譲の見込みもないということですが、そうすると、市税の課税客体が増えないということになりますね。

○(財政)財政課長

分譲が進まないということになりますと、当然、上物も建ってきませんので、課税客体は増えてこないということになります。

○北野委員

石狩湾新港管理組合の負担金と新港関連地域からの市税収入の推移を資料でいただきました。これを見ますと、30億円以上の持出しなのです。だから、これから以降、市税収入がどう展開するか、わかりませんけれども、今、立地企業あるいは分譲が進まないということであれば、背後地の分譲についての見通しがいったいどうなっているのか。この資料の数値や今後の見通しも含めて、石狩湾新港の事業そのものが小樽市にとって財政負担になっているのではないか。市長の見解をお伺いします。

○企画部次長

石狩開発株式会社の後背地の分譲のお話がありましたので、その件でご答弁しますけれども、確かに、平成9年以降、分譲自体が、年間2ヘクタール、3ヘクタールということで相当落ち込んできているのが現状でありまして、多分、ここしばらく、全体的な景気の回復ということが見込めなければ、厳しい状況が続くだろうというふうには予想されます。

ただ、さきほどのご答弁の中にもありましたけれども、一つは、あの地域そのものが持つ工業団地としての立地特性とか適性あるいは魅力というものは有しているというのが現実だと思うのです。それは、61%の分譲が済んでいる、500社以上が操業している、1万3,000人が働いているという現状があります。

ですから、あそこの工業団地そのものが持っている魅力がなくなって売れなくなったということではなくて、今の景気全体の低迷の中でどうしても落ち込まざるをえない現状にあるということです。そういう認識からすると、今、振興方策等をつくって少しでも努力していく取組をみせておりますので、そういった努力を重ねながら、ある意味では景気の回復を待ちながら、更に努力を積み重ねる中で分譲を促進していく、そういう取組をしていかなければならないのではないか、そんな認識は持っております。

○北野委員

私は、小樽市域のことについて聞いているのに、次長が言った500何社といったら、小樽市域外も含めてでしょう。そうやって拡大して答えたらだめです。混乱する。

だから、小樽市域の分譲の見通し、未造成地の造成の見通しはどうなっていますか。景気が回復しないとだめなのでしょう。

○港湾部次長

全体の話申し上げましたけれども、確かに、石狩市分と比較をすると、小樽市の分については、全体的に遅れがちというのは事実です。そういった意味では、小樽の分だけこれから分譲を進めていく、そこだけをとということにはなかなかありませんので、地域全体の中で、石狩市や石狩KK、北海道も含めた中で、私どもがキャラバンを

やったり売込みを図っているわけですから、全体的な景気自体が少しでも上向きかげんになるということがなければ、今の状況の中で、来年、再来年にすぐよくなるという環境にはないというのは事実だろうと思います。

○北野委員

企画部に尋ねますが、小樽市域の未造成地の広さ、それから、分譲したけれども、分譲されないで残っている面積は幾らですか。それぞれお答えください。

○(企画)高橋主幹

区画整理の宅地の面積につきましては200ヘクタールほどございまして。

○北野委員

幾らですか。

○(企画)高橋主幹

200ヘクタールほどございます。それで、換地済みが約144ヘクタールございまして、未換地が約58ヘクタールございます。現在、分譲されている面積は。

○北野委員

要するに、造成して、残っている面積が幾らかということを聞いているのです。あなたの答弁では50ヘクタールくらいでしょう。

○(企画)高橋主幹

約50ヘクタールでございます。

○北野委員

それに、石狩開発が買っているけれども、造成されないまま、残っているところは幾らですか。

○(企画)高橋主幹

約9ヘクタールでございます。

○北野委員

財政部にお尋ねしますけれども、この50ヘクタールと9ヘクタールは固定資産税の対象になっているのですか。9ヘクタールはちょっと別にしても。

○(財政)財政課長

土地としては課税対象になっております。

○北野委員

これは納税課に聞いても答えないのだけれども、石狩開発が造成して売れ残っている土地、ここから固定資産税はちゃんと入っているのですか。秘密だと言ってまた答えないのかい。課税対象だというのでしょうか。どうなっているのですか。石狩開発なんか、今、600億円の借金で首が回らないのですよ。払っているのですか。

○財政部長

お話がありましたとおり、個々の納税関係でございますので、お答えできないということをご理解いただきたいと思います。

○北野委員

課税していることは間違いありません。納付書を送っているけれども、入っているかどうかはお答えできないということですね。こういうときはたいがい払っていない。これはわかりません。

次に、本会議の答弁では、石狩湾新港地域の振興策について、これはまだ事務レベルだから、どうなるか、まだわからぬとおっしゃっていました。

それから、そのポイントになっている株式会社石狩開発の動向も、今、北海道がてこ入して再建策を探っているということで、どうなるかは本会議では明らかにされませんでした。その後、進展があれば、お答えください。

○企画部次長

本会議以降の話ですけれども、一つは、道議会の中でも相当議論がなされているということを新聞報道等で見えます。振興方策の方向が示されて、私どもはそれを受けて議論をするわけですけれども、それは、今後あの地域をどう発展させていくか、大きな視点で4点ほどあります。

その中の一つに、推進事業主体をどうするかということがあります。これは石狩開発株式会社のことだと思いますが、これにつきましては、今、北海道が、政策投資銀行といった金融団と再建策についての協議を始めている、それについては、私どもとしては、そこでの議論を待って、その状況を確認してから、私どもとしての判断をしなければならないというふうに考えております。

ただ、振興方策全体につきましては、今、部内で早速協議をしながら、私どもとしてはどんな方法で進んでいけばいいのか、そういった議論を進めているという状況であります。

○北野委員

抽象的でわからないのだけれども、石狩開発でも、石狩湾新港全体の振興策でも、自治体に対する新たな負担というのがちゃんと活字になっていますよね。私はこれに一番注目しているのです。新たな自治体負担を求める、あるいは出資している者については泣いてもらう、金融団は90%以上の債権カットということになると、小樽市の6,800万円は事実上、紙くずですからね、しかし、決定的になるのです。このところについては、あなた方は決して答弁で触れないのです。そういう再建策に石狩開発の取締役でもある市長は賛意を表明するのかどうかです。

○市長

事務段階の会議の中で、基本方向についての案が示されて、その中では、今後、速やかに関係自治体間の負担について協議するというふうになっています。どういう協議になるのか、わかりませんけれども、市の財政状況からいって、これ以上の財政負担は非常に難しいということをはっきりしていますので、そういったことについては、今後言う場面がありましたら、話をしていきたいと思っております。

○北野委員

市長、もう一つあるのです。流れからいって、6,800万円について、100%減資というのは避けがなくなっているのです。そのときはどうするのですか。それが提案された場合、しかたないというふうに市長はお認めになるのですか。

○市長

会社が今後どうなるか、まだはっきりしませんので、今の段階で明確に申し上げるわけにはいきませんが、資本金としての出資金がたしか20億円で、この扱いがまだはっきりしません。減資ということで、また新たな出資というふうになっていくのか、それもわかりませんが、方針が決まれば歩調を合わせなければならぬ、こう思います。

○北野委員

市長は重大な答弁をしているのです。歩調を合わせなければならぬと。しかし、大勢としては、出資金は100%減資で、新たな増資を募るということです。そういうのがマイカル以降、はやりでしょう。そうすると、歩調を合わせるということは、6,800万円がパアになってもしかたがないということなのです。

今そういうことを明確に答弁されたので、伺いますが、これはどなたでもいいのですけれども、そういう場合、6,800万円がパアになるのだから、市長がそういう放棄の意思を明確にするということになれば、6,800万円の権利の放棄の議案は議会の議決事項になりますね。

○企画部次長

今のお話も仮定のお話なので、答づらいところがあるのですけれども、権利の放棄という意味ではなくて、今のエア・ドウの関係も含めてそうですが、民事再生法下で裁判所が許可して減資をするわけです。それは民事再生法

の中であることですから、私どもは、それに対して、出資者であっても、異議を唱えるなり、ものを言うという立場には立っておりません。

そういう意味では、一般的には、仮に、そういった形で減資をされて自治体が出資金を失うということになって、権利放棄の議案を出すということにはならず、法律の中で整理をされるというのが普通の解釈だと思います。

○北野委員

次長、そういうことを断言していいのかい。民事再生法でやる場合は、商法が前提になるのでしょうか。違うのですか。あなた方は巧みに区分けをして答弁しているのです。権利放棄は、自治体がだめだと言ってもしかたがないというふうになった場合は議案として出されない、それはわかります。しかし、市長が明確に、みんなと歩調を合わせるというのだから、100%減資というふうになった場合は、市長の意思で権利を放棄したことになる。それは議会に出ないのですか。どういうことなのですか。

○企画部次長

市長の意思かどうかという話は置いておきまして、今言えることは、民事再生法下では、債務超過に陥っている会社につきましては、減資をすることができるという規定になっております。これは、裁判所の許可を得れば、出資者の了解を得なくてもできます。本来であれば、株主総会で減資の議案を出さなければならないのですけれども、それをあえて省略するということです。あくまでも会社を再生させるというのが一義的な意義であって、出資者に対して了解をとらず、減資をすることができるということになっているわけです。

その裁判所の許可した減資について、さきほども申し上げましたけれども、出資者が異議を唱えとか、そういった形にはなっておりません。唯一、即時抗告ができるというふうにはなっておりますけれども、それ以外は、私どもがそういった形で意見を言う場はないわけです。そういう意味では、権利の放棄という立場ではなくて、あくまでも裁判所からの話の中で、民事再生法下で減資がされていくというような形になるというふうに思います。

○北野委員

株式総会で諮らなくてもいいと言うけれども、市長は石狩開発の取締役なのです。民事再生法でどういう再生計画を出すかというのは、取締役会の決定を経て裁判所に再生計画を出すのでしょうか。そのとき、市長の意思が問われるのです。だから、私は聞いているのです。その点に関してはいかがですか。

○企画部次長

すべて想定の話なので、確かなことかどうかは別にして、一つ言えることは、民事再生申請をするのか、あるいは会社更生をするのか、若しくは自力で再建をしていくのかというのは、いろいろな選択肢があるかと思います。そういったことについて、当然、会社として、法的整理をするのか、自主的な再建をするのか、こういう議論はこれからもされるわけですから、その中で、今おっしゃいましたように、取締役である市長が取締役会に参加すれば、そういった議論の場に出ることはあるかと思いますけれども、今言ったように、民事再生でどうこうとか、そういう議論はもうちょっと先の話ではないかなというふうに認識しております。

○北野委員

どっちに転んでも、民事再生法であろうと何であろうと自主再建だろうと、取締役会でもって決めてやるのでしょうか。そんなことを社長の権限でできるのですか。やはり、少なくとも取締役会で決めてやるのだから、市長の意思がその場で反映されるのです。市長は大勢に従うと言っているのです。だから、私は聞いているのです。そうしたら、権利の放棄ということと重なってくるから、議案として出さざるをえないのではないのですかというふうに聞いているのです。山田参事は、マイカルのことでいろいろ経験を積んでいるのに、今回については口をつぐんでいるのはどういうことですか。

○企画部参事

担当が違うのですけれども、基本的には、市長が役員として出て、その中で1人で物事を決めるわけでないので

すから、石狩KKそのものがどういう形をとるのがベストなのかというのは、当然、役員会で議論されるものだと思います。その中で、1人が反対しても、ものが決まる場合もあると思います。

ですから、そういう中で整理をされた部分が、最終的に、自己破産になるのか、更生計画になるのか、民事再生になるのかは別にして、そういう選択肢を体制の中でとったときに、さきほど次長が言っているように、法的な整理の中では対抗するものはないのです。会社が残るという前提でやったときに、私は出資金を取られるのは嫌だと言っても、裁判所は、会社を残すためにはこの方法で民事再生というものが認められるわけです。

○北野委員

それはわかりました。

○企画部参事

そういう過程の中で、役員会では、現状で考えられるベストを議論するだろうと思いますから、その一つの判断の中で会社の方針が決められると思います。

そのことが議案として必要なかどうかというのは、逆に言うと、市長が意思決定をする前に、私はこう言うてくけれども、いいかということが必要なかどうかについては、私どもとしてはケースとしては初めてです。で、現状では明確な答弁は控えたいと思います。

○北野委員

総務課長に尋ねますが、地方自治法に権利放棄の条項がありますけれども、私が今る質問したと絡めて、市長が取締役会でどういう態度をとるか、それとの関連で、6,800万円を放棄しますという議案として出るのか、出さなくてもいいのか、明確にお答えください。

○(総務)総務課長

結論から言って、議案にはならないと思います。

理由としましては、今、企画の方から答弁がありましたけれども、市長が取締役として意思表示をするということが、即、市の権利を左右するものではないわけです。例えば、反対したから市の出資額が守られるというわけでもないですし、賛成したからすぐ権利を失うというわけでもありません。

あくまでも、会社の取締役会の構成員の1人としての意思表示にすぎないのであって、その意思表示の仕方によって市の出資の権利が左右されるということではありません。したがって、96条の議案にはならないというふうに考えます。

○北野委員

今話を聞いていると、地方自治法の権利放棄の条項は、小樽市独自の権利放棄だったら対象になるけれども、第3セクターのような会社に出資していたものは対象外だと聞こえるのですけれども、そういう理解でいいのですか。

○(総務)総務課長

地方自治法第96条の権利放棄というのは、自治体に既に発生している権利を意思を持って放棄するという意味ですから、今、北野委員がおっしゃっているのは、市長が取締役として会社の一構成員としてどういう意思を表示するかが問題であって、そのことによって、即、市の権利が失われたり、あるいは反対に、例えば、減資をするということに対して反対したから守られるとか、賛成したからすぐ権利がなくなるという話ではありませんで、間接的な話であって、直接的な話ではないということを申し上げているわけです。

○北野委員

どちらにしても、あなたは、間接的だから地方自治法の適用外だ、そういう解釈なのでしょう。違うのですか。

○(総務)総務課長

自治法第96条の権利放棄というのは、一番先にも申し上げましたけれども、既に発生している権利を放棄すると

いう効果を持つものでなければならぬわけですから、さきほどの裁判所うんぬんという話を別にしますと、その前段階での会社の意思決定の一部分といいますか、そういったことで、取締役会の席における市長の態度が、即、権利放棄には該当しないということを申し上げているわけです。

○北野委員

そういうことになると、私は納得できませんけれども、議会の議決の対象でないということになれば、市長は大変気楽になるのです。これは私は納得がいきませんから、後でまた質問させていただきます。

あと何分残っていますか。

○委員長

もう時間です。

○北野委員

まだあるでしょう。

○委員長

オーバーしています。

○北野委員

それでは、小樽市の財政問題では、マイカルの問題が残っていますが、明日以降にします。

○(企画)高橋主幹

さきほどの北野委員のご質問で、石狩開発の分譲済み面積等につきまして、大変申しわけございませんけれども、訂正させていただきたいと思います。

分譲計画面積が約200ヘクタールございます。それから、現在、分譲済み面積が約100ヘクタールで、残りの未分譲、未換地、未整備も含めまして、残り100ヘクタールということで、申しわけございませんけれども、訂正させていただきます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○横田委員

情報教育について

簡潔にお伺いします。

教育振興費で、情報教育等設備整備費ということで、パソコンでしようが、8,300万何がしが執行されております。事務執行状況説明書によりますと、中学校で14校に434台のパソコンが配置されたというふうになっております。これは大変にけっこうなこととして、IT教育を推進しているということなのですが、今年から新学習指導要領でパソコンの教育がされている。文部科学省によりますと、2005年度には各教室に2台のパソコンとプロジェクター1台を備えるというところまでできているそうであります。

それで、質問ですが、確かに機器は整備されて新しくなりました。しかし、パソコンが整備された大きな要因の一つには、インターネット等で各種の情報をとる、あるいはいろいろなコミュニケーションをとる、それがコンピュータの一番の使い道であろうかと思いますが、この機器を整備する前に回線を整備されたそうですけれども、現在、各中学校、14校の回線の状況はどうなっていますか。

○(学校)指導室長

インターネットの接続状況についてでございますが、この7月末に、1学期の中学校でのインターネットの利用状況も含めまして、各学校から報告をいただいておりますけれども、その中で、インターネットを利用した授業についての課題といたしまして報告がありました中には、通信速度の遅さという課題を挙げている学校が全体の4分

の3程度ございます。

○横田委員

答えを言ってくれたのですが、多分、ISDNの64キロでのフレッツが何かの接続だと思います。実は、自民党の控室でも同じ環境でパソコンをつないでいますが、3台を同時にインターネットにつなぎますと、もうへたってしまいます。中学校ですと、今は30台ですか。先生も入れて31台ですか。とうてい31台を同時にできないと思うのです。タイムアウトを食らいまして、多分接続できない状況になるだろうと思います。

IT講習会も随分行われましたが、ここは20台程度の接続でしたけれども、実際に講習を受けた方々からお聞きしますと、インターネットの授業になりますと、つないでと言うのですが、これもほとんど速度が遅くて、インターネットを快適に見るという状況ではないそうです。

今お答えがあったように、4分の3の学校の先生方あるいは生徒が非常に遅いということを言っておられる。機器は非常に新しいのだけれども、インターネットにつながるのが遅い状況では、もちろんじゅうぶんな教育はできませんし、新しい機器を整備した意味も半減するかと思います。今年は小学校にも整備されるようですので、今後、回線の遅さについて、今はもっと速いのができていますが、これへの移行とか、何かいい方法はないのか。今、稲穂小学校にサーバーを置いて、そこに接続という、かっこうらしいのですけれども、それは何かならないものかという気がいたしますが、それについてはどうお考えでしょうか。

○(学校)施設課長

横田委員のご質問ですけれども、通信速度の問題の関係では、今、通信技術が発達してまいりまして、私どものところも、さきほど委員がおっしゃったように、ISDNにつないでおります。今、ADSLとか光ファイバーとか、かなり高速化が進んでおります。文部科学省でも、2005年度までには高速化を図れという話になっております。

ただ、高速化については、現在の管理に関するコストの関係とか、今後は、学校でどのようにパソコン教育が充実されていくか、そういうものを見た中で、通信速度を高める技術の情報なども収集しながら考えていかなければならないのかなと思っております。

○横田委員

今、ADSLあるいはBフレッツとか、どんどん新しいものが出てきています。コストのお話もありましたけれども、ADSLにしてもさほどコストは変わりません。月額費用等々がばかみたいに変わるわけではなく、何百円程度だと思います。

それから、授業の内容等々についても、いろいろな文献を見ますと、インターネットをじゅうにぶんに活用する授業をどんどんやるような形になっているわけです。ですから、2005年度まであと3年あるわけで、3年間は今の状態でやるのか。お話によりますと、20人いっぺんにできないので、こっちの生徒の半分だけインターネットとか、そんな形での授業がやられているやにも聞いておりますので、くどいようですけれども、せっかく8,000何百万という大きなお金をかけているわけですから、じゅうぶんに活用できる状態にするようご検討していただきたい。

くどいようですが、コストはそんなにかからないと思います。2005年度にBフレッツにするのであれば、それまでの過渡期、ADSLでもじゅうぶんかなという気もいたしますので、その辺について、どうされるというのは課長が今お答えになったのかもしれませんが、教育長は何かおっしゃられることがあったら、お願いします。

○教育長

文部科学省の計画案は聞いております。学校の実情で、4分の3の遅さということがありますが、詳細をよく聞いておりませんで、改めて聞きまして、それに対して対応してまいりたいと考えております。

○横田委員

生徒のためですので、どうぞよろしくお願いします。

勤労青少年ホームについて

もう1点は、勤労青少年ホームの利用状況についてお伺いいたします。

13年度の状況が出ております。登録者が650何人ですか、それと延べの利用人員なんか出ておりますが、ここ数年を比較していただいて、どのような利用者の推移になっているか、教えてください。

○(市民)勤労青少年ホーム館長

ただいまのご質問にお答えいたします。

登録状況について、今ご指摘の平成13年度は652人ということで、ちなみに12年度は665人で、ここ二、三年を見ますと、ほぼ横ばいというような感じでとらえております。

○横田委員

利用状況はどうですか。今は登録者ですね。

○(市民)勤労青少年ホーム館長

利用状況につきまして、勤労青少年ホームと併設されております体育センターなどがありまして、この体育センターとの合計の数字を約で申し上げますと、平成13年度につきましては2万2,000人、平成12年度が1万9,000人、平成11年度が1万6,000人ということで、利用者数でとらえれば増加しているというふうに考えられます。

○横田委員

最近、若い方々は、ほかのいろいろなレジャーといいましょうか、遊びが増えているということで、利用者が若干増えているようですけども、登録者は減っている。余りかんばしくない利用状況かなというふうに、あるところで聞きました。

それで、その要因でもないのしょうけれども、利用する対象者について条例なんかを見ましたところ、「ホームを利用することができる者は、就業している満15歳から満30歳までの者及び市長が認める者とする」とあるので。この条例どおりですと、「市長が認める者」を除くと、30歳までの方々しか使えないのですが、例えば、30歳を超えて利用したい方がいると思うのです。

このホームの条例を見ますと、「市長が認める者」の中で、30歳以上の方も使えるのではないかなと思ったら、いいですね。実は、31歳以上34歳未満の方も使えるようになっています。この方たちも使えるのですが、過去に利用登録を1回したことがある者だということが審査基準になっているのです。この基準があるばかりに、実際は33歳まで使えるのしょうけれども、登録をしたことがない者は使えないという審査基準なのです。これを外すことによって利用者が更に増えるということはお考えになっておりませんか。

○(市民)勤労青少年ホーム館長

ただいまの件ですけれども、小樽市の場合、勤労青少年ホームは昭和43年4月に開設されまして、今年で34年たつということで、その間の社会情勢等、いろいろなことがございまして、30歳とはいえ、利用者の方も、青少年人口がだんだんだんだん減っております。

そういう中で、いかに利用者を増やすか、そういうことにもかかわってくる問題でございますから、当然、年齢についてもじゅうぶん論議していかなければならないかなと思いますが、ただ、やみくもに年齢を高くしますと、本来の目的である勤労青少年が使う機会もなくなってくるかもしれません。そういう危惧も考えられますので、そこら辺も慎重に検討してまいりたいと思っております。

○横田委員

今言われたように、たくさん利用者がありすぎて、使えないぐらいになってくれば、市の施設としては非常にうれしいのしょうけれども、確かに、40歳、50歳までにすれとは言っていない。勤労青少年ですから、35歳ぐらいが適当なのかなと思いますが、使いたいけれども、こういう基準があって使えないという方も現実におられる

ようです。

その辺は、この審査基準をすぐ撤廃せいというわけにはいきませんが、今言った利用状況とか、あるいはソフトとしてどんな講座をやれば人が来るのかということも大きな課題になると思います。これを見ますと、化粧のメイク、爪のネイルとか、いろいろなこともやっておられるようですので、こういった施設が更に多くの市民に使われるように、いろいろご検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

○大島委員

公宅について

公宅について、代表質問あるいは厚生常任委員会等でも質問させていただきました。その後、本会議での市長答弁に誤りがあったということで、先日の本会議で答弁の訂正をいただいております。

病院にお尋ねいたしますが、代表質問でもお尋ねしておりますけれども、空き家の公宅の管理はどのように行っているのかとお聞きしましたところ、所管する病院がやっているということでございました。平成13年度にはどのくらいの管理費がかかっているのか。

○(二病)事務局長

病院公宅の管理についてでございますが、平成13年度につきましては、構内の草刈りですとか、定期的に、家の中の配管等に水漏れがないとか、これは管理係の自前で行ってございます。

○(樽病)事務局長

病院事業会計で小樽病院が管理している公宅については、維持補修等の経費の支出はしてございません。

○大島委員

昨日午前中、第二病院の公宅と花園町の病院公宅の空き家はどのような状況になっているのか、病院の職員と一緒に見てまいりました。第二病院については非常に管理が行き届いているというふうに感じました。説明を受けますと、61年に建てたという建物でございますが、なぜここに人が入らないのかというくらい立派な建物でございます。つくりもいいし、中の管理も、畳等も5年も7年も空き家になっていたような状況には、とうてい見受けられませんでした。希望者がいれば、今にでもすぐ入れる状況でございます。

ただ、周りの樹木が非常に伸びすぎて、南斜面にありながら、それらが日差しを遮っている。入居に当たっては、これらの木をせんでいするなり、余分なものは伐採をすれば、希望者はじゅうぶんいるだろうと、そのように思って帰ってきたわけでございます。

そして、花園町の空き家に行ってみました。ここは、議会でもいろいろ質問をしておりますけれども、同じ間取りの建物が2棟でございます。残念ながら、かぎを開けようとしたけれども、開かなかった、そのようなことから、現在入居されている方の中庭を通過して、居間から入ったわけでございます。

病院にお尋ねいたしますが、見た限りでは、隣の入居者が利用している状況が見受けられたわけですが、これは許可を出して使用させているのですか。

○(樽病)事務局長

花園5丁目の公宅につきましては、ご指摘のとおり、1棟2戸建てでございますが、空き家の部分については、一部、今ご指摘のように、実態として物置として利用していることが確認されました。これにつきましては、書類のやりとりはございませんけれども、その時々には居住者の方から当病院の管理係に、物置として利用させてもらいたいというようなことで申出を受けて、その時点で許可をして利用させているものであることが確認できました。

○大島委員

そうしますと、1万1,000円の家賃の中には、隣接の物置として使っている建物の使用料も含まれているのですか。

○(樽病)事務局長

さきほど申し上げましたが、1棟2戸ということで、かなり病院から離れている場所でございますし、老朽化が著しい建物でございます。そういった意味では、一括して管理をしてもらっていることがあると思います。それで、利用料につきましては、あくまでも居住されて利用されている部分ということを基本にして今の利用料を定めてございまして、物置として一部使っている部分については料金の設定はしてございません。

○大島委員

世の中の常識からいってもおかしいのではないですか。隣が空き家だからといって、口頭でと言っておりますから、証拠を示してくれと言っても、入居する際の手続も書類がないというようなことで、厚生常任委員会でも指摘されております。明らかですよ。これは、何回も言わせてもらいますけれども、市の大幹部がこのような状況で隣の公宅を無断で使用しているのだらうと私は解釈しております。これでいいのですか。私は、まずいと思います。

私は、日ごろから、市の公有財産については、民間に対しても、適切な手続と、それに対する使用料を課すべきだというように訴えております。先日の経常任委員会でも申しましたが、高島の漁港についても、不法に使っていた方々に話をし、協議をし、手続をしていただいて、200万円近い収入を上げている、そういう部もあるのですよ。

これについては、私は、昨日、改めて驚いて帰ってきたわけでございます。そして、倫理規程に照らし合わせて処分はどうかのだと助役にお尋ねしても、処分の対象にならぬというような返事も返っております。しかし、今入居されている方は、180億円とも160億円とも言われている大きな事業を抱えている事務方のトップですよ。こういう方が規則・規程を全く無視しているような今日の状況については、果たしてこの方に任せておけるのかと私は大変心配をしております。

そのようなことから、この公宅問題については、今日でやめますが、適正な処置をしていただきたい。そしてまた、管理責任者についても、適正な善後策を講じていただきたい。また、入居者についても何らかの処分を考えていただかなければ、職員に対しても禍根を残すのではないかと、そのように思っております。助役に、最後にこの点についてご意見をお聞きします。

○助役

この件の一連のご質問、ご審議がいろいろあったわけでありましてけれども、最終的には、当時の担当課長あるいはまた局長なり、現職でいる職員もいますので、そういう職員から当時の経過等を聞き取って、一連の報告を私どもの方に上げていただくというふうに病院事務局当局に指示をしておりますので、そういった報告を精査しまして、取扱いについてはこれから検討していきたいというふうに考えておりますし、それからまた、財産の在り方について、未使用といいますか、空き家の財産の在り方につきましても、用途廃止なり売却も含めて早急に整理をしなければならないというふうに考えております。

○大島委員

入居者に対してはどのように考えているのですか。

○助役

当時の担当課長、局長、それから入居の職員も含めて、こういった取扱いになるかといったことを検討させていただきたいと思っております。

○大島委員

終わります。

○ 委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○ 斉藤（陽）委員

平成13年度決算について

概括的に簡単に2点ほど伺って、個別の項目で福祉の方に伺いたいと思います。

まず、13年の第1回定例会で、13年度予算の提案説明に当たって、市長は、予算編成の基本方針ということで、財政健全化計画を念頭に置いて編成をしているというふうに述べられております。財政健全化計画は12年の末に当初の計画ができて、今年の3月に、試算のやり直しということで、試算をもう1度行っているという形です。

財政健全化計画の試算の数字と、今回、13年度の決算が今出たわけですが、歳入歳出それぞれについて、財政収支の計画試算とのずれの主なポイントだけでけっこうなのですが、お示しいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

財政健全化計画と13年度決算の相違といいますか、差ということでございますけれども、3月の1定で健全化計画の見直しを出しております。13年度につきましては、1定補正をくぐった予算で作成しておりますので、予算とイコールになってございます。

その結果、13年度は、財調とか減債基金の繰入れをしないという仮定で、計画上は22億4,500万円の収支不足ということになっておりましたけれども、今回、決算いたしまして、17億3,400万円の赤字ということになりましたので、計画に比べますと5億1,100万円ほど収支は改善している。予算イコールなものですから、これはそのまま実質収支になっております。

○ 斉藤（陽）委員

そもそも、財政健全化計画というのは、財政が厳しいということで作られているわけですが、財政健全化計画の目標というのは、実質単年度収支の均衡ということと、経常収支比率の改善という2目標があるわけですが、いずれも、1年たって、目標に近づくのではなくて、なおさら遠ざかっているという非常に大変な状態なわけです。簡単でけっこうなわけですが、この原因と、こういう状況になったことに対する対処方法といいますか、どういうふうにこれを補っていくのかという部分をお示しください。

○（財政）財政課長

健全化計画上、目標に掲げておりますのは、委員がご指摘のとおり、実質単年度収支の均衡、それから、経常収支比率を17年度までには90%以下にするという目標を掲げてございます。

決算を行いまして、実質単年度収支は3億1,800万円の赤字ということで、昨年よりも2億円ぐらい逆に悪くなっております。経常収支比率につきましては、99.8%ということで、昨年は94.9%でございましたので、4.9ポイントほど悪化してございます。

この両方の悪化は、原因としては同じでございまして、市税収入、交付税収入の減少、それに対して経常的経費が増加したということです。それによって実質収支も悪くなりますし、経常収支比率も悪化したということです。

経常収支比率の方で説明いたしますと、経常収支比率の分母となる市税と交付税等、経常的に入ってくる一般財源が10億5,700万円ほど減少して、それに対しまして、経常的経費、例えば人件費とか公債費に充当する一般財源、これが分子の方に当たりますけれども、それが6億8,000万円ほど増えておりますので、その結果、経常収支比率は4.9ポイントほど悪化して、当然、実質単年度収支も悪化したというふうに考えております。

対策といいますか、それはなかなか難しいのですが、さきほどご答弁しておりますけれども、収支均衡をとって経常収支比率を下げていきたい、それが今の健全化計画の取組であるというふうに考えております。

今、その方向性を出すべく鋭意検討しておりますので、それを見てということになりますけれども、基本としま

しては、市税と交付税の増は見込めないということになっておりますので、その中で、経常的経費をどうやって圧縮していくかにつきましては、組織機構の見直しによる人件費の削減とか、基金が底をついた状況ですので、歳入に見合った事務・事業の選択とあわせまして、行政サービスに対する適正な負担、そのようなところを基本として検討していくことになるというふうに考えております。

○ 斉藤（陽）委員

どれ一つとして、簡単なことはないと思うのですけれども、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

当面の重点項目について

概括的な部分の最後ですが、13年の第1回定例会の市長の提案説明の冒頭の部分で、市長が、当面する課題ということで、重点項目を五つほど挙げておられます。福祉の充実、経済・雇用対策、港湾の利用促進、教育環境の整備、もう一つが若年層の定住促進ということで、この5点を挙げられて、当面する課題に重点的に取り組むというふうに市長が述べられているのです。

この5項目は、優先順位がこの順番ということではないと思うのですが、13年度の決算の監査委員の審査意見書の4ページに、一般会計でこういう事業を行いましたということが下の方にずっと列挙されているのです。市長が挙げられた重点課題と実際に行われたものの対応関係といえますか、それを整理していただきたいと思うのですが。

○（企画）福井主幹

第1回定例会の市長提案説明の中にある項目について、福祉の充実については、重度身体障害者移動支援事業として、リフトつき自動車の購入、銭函保育所ほか1か所での延長保育、それから、経済・雇用対策では、緊急経営安定資金の創設や小樽まち育て情報センターの開設、それから、港湾の利用促進については、港町ふ頭の上屋整備事業、それから、教育環境の整備については、中学校のコンピュータ機器整備、若年層の定住促進などについては、この4ページの説明には書いてございませんけれども、引き続き継続して行われております共同住宅建設改良資金貸付事業などが行われました。

○ 斉藤（陽）委員

今挙がりましたものについて、本当は全部伺いたいのですが、時間もありませんので、最初の福祉の充実という項目だけ今日伺いたいと思います。

重度身体障害者移動支援事業としてリフトカーの導入ということだと思うのですが、これについて事業の導入部分と現状の利用状況、それから、今後の課題がもしあるとすれば、課題についてお示しいただきたいと思います。

○（福祉）社会福祉課長

重度身体障害者移動支援事業のことでございますが、リフトカーの特徴といいますか、それについてですけれども、13年の7月に、道の補助もいただきましてリフトカーを購入いたしまして、7月から移動支援事業ということで事業を行っております。

この内容といたしましては、重度身体障害者でございますので、1級、2級の方のうち、日常生活におきまして車いすをお使いになっている方を対象に、原則として、基本的にはどのような用事でも使えるというような事業でございます。

利用状況でございますが、7月から始めたものですから、統計的には今年の7月までの数字を押さえておりますけれども、1年間で193件ということになっております。

利用者数で言いますと、今年の7月時点では42名の方が利用なさっておりまして、それから2か月たった現在は51名の方というふうになっておりますが、1年間の利用は193件になっております。

それから、リフトカーにつきましては、7割ぐらいが市内の用事のあるところに移動するわけですがけれども、3割ぐらいの方が札幌近辺といいますか、市外の方に利用されているということもございます。そういうこともあり

まして、私どもは、当初、もう少し利用があるかなというふうに思っていたのですけれども、193件の評価ですけれども、例えば、使う目的といいますか、そういう意味では7割ぐらいの方が通院に使ってられます。一般的には、通院ですから、病院にお運びいたしまして、2時間なり3時間なり診察を受けて、それからまた自宅までお帰りになるということでございますので、その間の2時間にちょうどいいお客さんが入ればいいのですけれども、待機時間といいますか、そういった理由もございまして、なかなか件数が上がらないというのが実態かと思えます。

そういうことも含めまして、今後の問題点として何かあるかということのご質問がございましたが、そういった事情はございますけれども、現在、福祉部で、対象を1級、2級の方から例えば3級の方まで拡大するとか、高齢者の一部の方も利用できるようにできないかとか、そういった角度から検討いたしております、できる限りリフトカーの稼働率を高めていきたいと検討中でございます。

○ 斉藤（陽）委員

市長は、重点課題のトップに福祉の充実を挙げている、そういう市長の姿勢というか、目の向け方を表わしているのかなと思います。その優先順位で言っているわけではないと思いますけれども、そういうことが表われているのではないかと思います。

もう1点、延長保育の実施ということで、これは決算説明書の126ページと129ページに載っています。126ページの方は、児童福祉総務費の一番最後に、延長保育事業費補助金ということで350万何がしがあって、129ページの方は、保育所費という項に載っているのです。これは二つに分かれて載っているということがわからなかったのですけれども、そういったことを含めて、この事業の現状をご説明いただきたいと思えます。

○（福祉）児童家庭課長

延長保育のことですけれども、最初に言われました児童福祉総務費の方については、民間保育所ということで、平成13年にさくら保育園で実施しております、その分の補助金でございます。

それから、保育所費の方は、公立ということで銭函保育所で実施しましたので、そちらの方の事業費ということで載っている状況でございます。

事業効果ということでございますけれども、銭函保育所については、平成13年1年間のトータルですが、登録者として平均で22世帯が登録をしまして、平均で1日2.8人が利用した、そういうふうになっています。

さくら保育園については、登録自体が平均で29.2世帯で、利用が1日平均2.9人ということで、当初、予算を立てるときに、平均で3人ぐらいだろうというふうに予算を立てておりまして、それを考えると、保育所が開いている月曜日から土曜日までの毎日の平均ですので、相当の利用があったのかなというふうに思っているところでございます。

○ 斉藤（陽）委員

銭函の市の保育所が2.8人で、民間のさくら保育園の方は29人ですか。

○（福祉）児童家庭課長

2.9人です。

○ 斉藤（陽）委員

だいたい同じくらいということだと思うのですが、この事業が今順調にいつているというか、今後、こういったところは改善したいとか、問題点とか、そういったことはございますか。

○（福祉）児童家庭課長

平成14年に新しく開所しました赤岩保育所と民間の中央保育所で実施しましたが、地域性とかいろいろあると思うのですが、赤岩保育所の利用実態がなかなか上がっていないという状況がございますので、利用の周知についてもう少し図っていかねばならないのかなというふうに思っているところでございます。

○ 斉藤（陽）委員

確かに、実施されていても、周知されていないといいますが、知らないで利用できないという方もいて、需要があっても知らないというのはもったいない話ですので、ぜひ周知徹底をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○武井委員

国立療養所の済生会への移譲について

5時10分までの予定時間でございますので、協力しまして、通告した皆さんには悪いのですけれども、1点に絞ってご質問いたしますから、よろしくお願いします。

その1点は、もう既に14年が経過した計画なのですが、いよいよ決着といいますが、今日、10月1日になった問題です。それは、国立療養所の済生会移行の問題です。

これについては私も長い間論議をしてきましたが、特に、この診療所の構内を通っている道路問題についても、今日をもって小樽市に移管するから、通行禁止の問題は解除する、こういうご答弁をいただいております。ところが、今朝通ってきましたら、まだ通行止めで、そのままです。

それで、国立療養所の移行は、果たして今日スムーズにいったのかどうか。それから二つ目は、道路問題の今後の見通しはどうか、これについてご答弁ください。

○(土木)管理課長

委員がご指摘のように、過去10年以上前から、住民からご要望があった国立療養所の前の道路敷地の問題ですが、現在でも通行はできると思います。看板があるということですが、今日、済生会の方に移行されるということで、事務局の方に確認しましたところ、看板と現地の状況は一致していないのだけれども、住民と争い事をするようなことでは病院として成り立たないので、住民の皆様のお役に立つように、看板等も整理したいということは申しておりました。

それで、従前からお話がありました道路として管理するということですが、前回の予算のときにもお話がありましたけれども、9月の半ばに済生会の方に改めて確認しましたところ、国有財産の移譲を受けて、その後すぐ分譲とか他に転売するということについては、禁止事項となっているということで、権利移転についてはちょっと無理だ、こういうお話でした。

ただ、済生会の方も、ここの前の道路については、済生会として管理する考えということではなくて、市の方に管理していただきたいということで、前の状況と違って来た面がございますが、取扱いについては、今後、双方で確約書あるいは文書等を取り交わしながら、市の方で維持管理していきたい、こういうふうに考えております。

○保健所次長

10月1日、今日の午前零時をもって、国立療養所から済生会の病院に引継ぎをされるということで、私どももお話を聞いていたのですけれども、支障なく円滑に引継ぎができるということで、両方の関係者が入念にいろいろな準備をして進めてきたということを聞いていますし、今日の午前零時をもって引継ぎがされたということで、特に、トラブルがあったとか、そういう報告も受けていませので、円滑に引継ぎがされたというふうに思っております。

以上です。

○武井委員

保健所に対してですが、患者も職員もみんな円滑にいった、こういうふうに理解していいかどうか、答弁してください。

それから、土木部の管理課長に対してですが、あそここのところは、権利の移行はない、ただし通っていい、看板は撤去する、こういうことで理解しました。通るのは差し支えないというのは、私も国立療養所の当時の桜井事務長と話をして、了解を得て縁石を埋めて、通れるようにして、「通ることはご遠慮ください」という言葉にやわらげてもらったわけですから、通ることはいい。だけれども、あの看板があるとなかなかということがあって、苦労をかけたあの地元の29軒の方々はなおさらなのです。

しかし、こちらの方は、通っていいと言ったから、何でもいい、通っていいということにはならないと思います。やはり病院の構内なのです。ましてや、仮に通してもらおうという条件のようすし、あそこには、公園課が立てたのか、どこが立てたのか知りませんが、道路でもない病院の構内に20キロ制限の車の規制表示が出ております。これはどこで出したのか知りませんが、たとえ、ここを通っていいと言っても、20キロ制限の看板はそのままつけておくべきではないか。通してもらおうという立場もありますし、病院ですし、しかも、あそこは子どもさんの重患の方々もいらっしゃるわけです。そういう意味では、ガタンガタンと、ものすごい車の音がするわけですから、20キロ制限は残すべきです。今、20キロ制限で走っている人は1人もいません。

だから、この20キロ制限は、通してもらおうときの話の中に入れておいてください。看板を全部撤去するのでなく、あの20キロ制限の看板はそのままつけておくべきだ。こういう声が委員会の中で出ているということを話しておいてください。今の問題も含めて、管理課長の再答弁を求めます。

○保健所次長

繰り返しになりますが、本日の午前零時をもって、職員、患者は旧病院から新しい病院に引継ぎがスムーズにされたというふうに保健所は考えております。

○(土木)管理課長

過去の経過については、済生会の事務局の方にも、小樽市議会の中でのいろいろな話あるいは住民の方の要望等もその都度お話をしていた経過がございますので、新しく済生会に移った中でも、住民の考え方とか、そういうことについてはじゅうぶん説明していきたいと思ひますし、向こうの方もじゅうぶん了解していただけると感じておりますので、今後、具体的な引継ぎの中で、相手との文書の取り交わしのときに、ご要望等があれば済生会の方と話し合っていきたい、こういうふうに考えております。

○武井委員

終わります。

○委員長

以上で民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。